

分野	22	通番	1
法律名	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第3項	ア		
第9条	第4項	ア		
第9条	第6項	ア		
第9条	第7項	ア		
第9条	第8項	ア		
第9条	第11項	×		
第10条		×		
第12条		×		
第36条	第1項	iv	c	
第45条	第1項	iv	c	
第45条	第4項	iv	c	
第52条	第1項	iv	c	
第52条の2	第1項	iv	c	
第53条	第1項	iv	c	
第54条	第2項	iv	c	
第54条の2	第1項	iv	c	
第54条の2	第2項	iv	c	
第54条の2	第9項	iv	c	
第54条の3	第1項	iv	c	
第54条の3	第4項	iv	c	
第54条の4	第1項	iv	c	
第56条	第2項	iv	c	
第57条		iv	c	
第57条の2	第1項	iv	c	
第57条の3		iv	c	
第58条	第1項	ウ		
第59条		iv	c	
第60条		iv	c	
第63条の2	第1項	iv	c	
第64条	第1項	i		
第64条	第2項	i		
第68条の2	第3項	×		
第72条の3	第1項	iv	c	
第72条の4	第1項	iv	c	
第72条の4	第2項	iv	c	

分野	22	通番	1
法律名	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	c	
第76条	第1項	iv	c	
第76条	第2項	iv	c	
第76条の2		iv	c	
第76条の3	第1項	iv	c	
第76条の3	第2項	iv	c	
第76条の4				介護保険法の準用
第79条の2		iv	c	
第80条	第3項	iv	c	
第86条				準用規定
第106条	第2項	ア		
第115条				準用規定
第118条				適用規定
第127条	第4項			地方自治法の準用